

建設業法等の一部を改正する法律等について

建設業法等の一部が改正され、特定建設業許可等の金額要件、監理技術者等の専任義務の合理化及び監理技術者等の雇用関係の確認方法が見直されましたのでお知らせします。

1. 特定建設業許可等の金額要件

金額要件	現行	改正後
特定建設業許可を要する下請代金額の下限	4500万円 (7000万円) ※1	5000万円 (8000万円) ※1
施工体制台帳等の作成を要する下請代金額の下限	4500万円 (7000万円) ※2	5000万円 (8000万円) ※2
専任の監理技術者等を要する請負代金額の下限	4000万円 (8000万円) ※2	4500万円 (9000万円) ※2
特定専門工事の対象となる下請代金額の上限	4000万円	4500万円

※1 建築工事業の場合 ※2 建築一式工事の場合

○施行日 令和7年2月1日

2. 監理技術者等の専任義務の合理化

建設業法等の一部が改正され、工事現場に専任しなければならないこととされている監理技術者等について、情報通信技術を利用すること等の一定の要件を満たす場合は、兼務を可能とする制度が新たに設けられました。

○施行日 令和6年12月13日

3. 監理技術者等の雇用関係の確認方法

マイナンバー法等の一部が改正され、令和6年12月2日以降、健康保険被保険者証の新規発行が行われないことを踏まえ、雇用関係の確認方法の見直しを行いました。

○施行日 令和6年12月2日

(参考) 上記改正に伴い改正した要綱等については次のとおりです。

[「呉市の入札・契約制度の概要（建設工事）」](#)

[「呉市発注工事における主任技術者等の適正配置について」](#)